

(別紙)

特 約 事 項

- 1 約款第 28 条第 4 項、同条第 6 項、第 42 条第 1 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定の適用については、「委託料」を「委託料限度額」に読み替える。
- 2 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、上記 4 の委託料限度額の一部を概算払することができる。
- 3 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、別紙委託料概算払計画書及び別紙概算払請求書を発注者に提出する。
- 4 受注者は、3 の規定により概算払を受けたときは、別紙業務委託契約約款(以下「約款」という。)第 30 条第 2 項に基づき、通知後 10 日以内に、別紙委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- 5 受注者は、4 の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を発注者の指示により精算する。
- 6 5 に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年 2.5 パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。
- 7 受注者は、受講者から得られる受講料が確定した場合、その総額を発注者に通知しなければならない。
- 8 委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額から、受注者が受領した木造建築セミナー業務委託仕様書 2 のウの (ア) に定める受講料の総額を減ずるものとする。